

# 博士論文「フランシスコ・スアレスの両権論： 宗教改革・インディアス問題・東アジア布教に即して」の概要

小田英

本研究の目的は、両権論を基本的視座とした場合に近世という時代がどのような時代であったかを明らかにする点であり、その手段として近世の代表的な教皇主義者スアレスの両権論に着目する。両権論は、政治権力と教会権力あるいは俗権と霊権の関係に関する理論であり、中世や近世の政治思想においては政治権力の理論の形成や発展に根本的な影響を与えるような中心的テーマの一つであった。スアレス（1548-1617）はスペイン生まれのイエズス会士であり、対抗宗教改革の代表的思想家の一人として認知されている。

近世の両権論に関する古典的研究は、宗教改革に基軸を置いて近世という時代を次のように捉えてきた。宗教改革が中世の普遍的なキリスト教共同体（*Respublica Christiana*）の理念を破壊し、宗教戦争をもたらし、そこにおいて人民の抵抗権論や教皇権論が主権論と対決し、近代の領域的な主権論が勝利していく時代である。この古典的見方は、当時主流であった教皇主義の流れを捨象ないし周辺化するという問題を抱えている。中世以来続くこの教皇主義の流れは、対立項であった当時の主権論よりも主流であり、広範な影響力を行使していた。それゆえ、近世の思想家に依拠して近世という時代を理解する上で、教皇主義を主題的に扱う必要がある。そこで、本研究は教皇主義理論を主題とする。

上述の古典的研究と近世の教皇主義に関する従来の研究は、ヨーロッパ内部の宗教改革に射程を限定するという問題を抱えている。この文脈において、教皇主義者は宗教改革によってキリスト教共同体が攻撃され崩壊の危機に瀕していても解体しておらず、むしろ存続させるために防衛すべしと論じていた。近世教皇主義研究はこのキリスト教共同体の防衛について適切に論じてきたが、ヨーロッパ内部の宗教改革に射程を限定してきた。スアレス研究についても概ね同様であり、大半のスアレス研究はスアレスを宗教改革の下で対抗宗教改革の代表的論者として捉えてきた。しかし、新世界の発見などにより、キリスト教会は空前絶後の布教の時代を迎え、布教が理論と実際において征服と渾然一体になっていたため、ヨーロッパ外部の全世界的布教が宗教改革と同様に重要である。それゆえ、本研究は主に、近世において主流であった教皇主義の両権論を宗教改革のみならず全世界的布教の下で考察する。その際に、特にスアレス理論に基軸を置く。なぜなら、スアレスはイエズス会の主要論者として対抗宗教改革の代表的論者であるのみならず、新世界の征服に関する論争で重要であったサラマンカ学派の主要論者でもあるので、本研究の目的を達成する上で非常に適した論者だからである。

以上より、本研究の目的は両権論を基本的視座として近世という時代を理解することであり、その手段として、宗教改革と全世界的布教の下で主にスアレスの教皇主義的な両権論を考察する。

本研究の方法として、スアレスの両権論に関する主要テキストを、当時の時代的文脈とそれらの文脈における諸言説の下で読解する。時代的文脈は大別すればヨーロッパ内部の宗教改革と外部の全世界的布教である。諸言説は、スアレスが主に関わった四つの論争である。すなわち、16世紀前半のスペインによる新世界征服の正当性に関するインディアス問題、16世紀後半の東アジア布教の論争、17世紀初頭のヴェネチアとローマの聖務停止令をめぐる論争、同時期のローマとイングランドの忠誠宣誓をめぐる論争である。本研究は基本的に時間軸に沿ってこの順番通りに、各章で各論争を扱うという構成になる。

本研究は使用テキストについて特色がある。従来のスアレス研究は19世紀半のパリ版の全集だけを用いてきた。しかし、全集に所収されたテキストだけでは次の重要な二つの目的を達成できない。一つはスアレスの思想的発展を通時的に追うことであり、もう一つはこれまで無視されてきた聖務停止令論争や東アジア布教の論争を射程に入れることである。そこで、これらの目的を達成すべく、パリ版全集に所収されなかったスアレスの著作や、

当時の時事問題に関する意見書、書簡、大学等における講義のノートを新たに用いている。その多くは手稿史料である。

本研究は二部と五章から成る。第一部では、ヨーロッパ外部の全世界的布教におけるキリスト教共同体の拡大を主題とし、教皇と異教君主の権力の関係が主な論点となる。第二部では、ヨーロッパ内部の宗教改革におけるキリスト教共同体の防衛と再建を主題とし、教皇とキリスト教君主の権力の関係が主な論点となる。第一部は第一章でインディアス問題を、第二章で東アジア布教を扱う。第二部は第三章で聖務停止令論争を、第四章で忠誠宣誓論争を扱う。第五章では、それまでの総決算として、主に忠誠宣誓論争の下で、ヨーロッパ内外の両文脈の思想的影響関係を、主にスアレス理論を軸に論じていく。

第一章は、1580年代のローマ学院におけるスアレスの講義ノートをもとに、インディアス問題に関するスアレスの理論をみていく。その前に、スアレスの両権論を理解するために必要な限りで、中世における両権論の流れを示す。中世の教皇主義理論において、教皇と異教君主の関係について二つの立場が存在する。一つは、教皇が俗権としての俗権を持つという直接的権力論 (*potestas directa*) であり、教皇が全世界で世俗の最高権を持つという立場である。もう一つは教皇が霊的目的などのために世俗的事柄において何らかの裁治権という統治権を持つという間接的権力論 (*potestas indirecta*) であり、異教君主は俗権を正当に持つけれども教皇が異教君主に対してその裁治権を持つという立場である。新世界の発見に際して、教皇アレクサンデル 6 世の贈与大教書により、新世界におけるスペインの支配権は教皇権によって正当化される。しかし、1530年代に入り、ビトリアは異教君主に対する教皇の直接的権力のみならず間接的権力を否定し、キリスト教君主のみに対する間接的権力を認めるという新しい間接的権力論を提示する。だが、ビトリア理論はこの新しい立場を一貫して支持していたとは必ずしも言い難いような曖昧なものに最終的に留まっている。16世紀半、王権派のセプルベダと有名なラスカサスが論争し、布教方法などの様々な点で対立する。それでも、異教君主に対する教皇の間接的権力を認める点で一致している。その後の論者でも、同様の理論がみられる。1580年代、スアレスはイエズス会ローマ学院における講義で両権論を扱う。この時期において、スアレスのトマス主義的な両権論の基本的な大枠の素描が見出せる。布教論に関して、スアレスはサラマンカ学派の一人としてインディアス問題に関心を抱き、その理論を批判的に引き継ぎ、ビトリアがいわば未完のまま残した新しい立場を発展させていく。特に、キリスト教君主に対して教皇がキリスト教共同体の頭として対内的に持つ霊的裁治権としての間接的権力と、異教君主に対して教皇がキリスト教共同体の頭として対外的に持つ自然的な自己防衛権としての「間接的な権力」という区別が根本的に重要である。この区別は1580年代に示され、徐々に洗練されていく。この区別により、教皇はキリスト教共同体を防衛するためにキリスト教君主の重大な罪を裁くべく様々な刑罰を下せるが、異教君主に対しては偶像崇拜のような自然法に反する罪などを罰することができず、よってキリスト教共同体を拡大させる際の武力行使の機会や方法が大幅に制約される。その他に、スアレスは異教君主にキリスト教君主と対等な戦争の権利を認めることで、両君主の対等性を認め、そのようにして征服を抑制しようとする。以上のように、スアレスはインディアス問題におけるラディカルな教皇主義者との論争において、主に教皇権を中世の教皇主義理論よりも抑制することによって、キリスト教共同体の拡大を有益かつ正しい方法でさらに推し進めるべきと論じる。

第二章では、1590年代から没するまでのスアレスのテキストをもとに、東アジア布教におけるスアレスの理論をみていく。スアレスはこの文脈に関するまとまった著作を書いていないので、ここでは書簡や意見書のようなテキストを用いながら、近世日本のキリシタン史研究などの成果を活用して論じる。まず、当時の東アジア布教に対するスアレスの影響を探る。次に、スアレスの布教論に対する東アジア布教の思想的影響を論じる。ここでは、1580年代における布教のための中国征服論というチナ事業 (*Empresa de China*) と日本のキリスト教会への迫害の言説に着目する。まず1590年代において、スアレスは日本という最新の発見地を念頭に置きつつ、「我々の時代」における諸地域の新発見という特異

な時代的経験によって、キリスト教会がそれまで事実として地理的普遍性を欠いていたことを認識し、強く意識するようになっていく。その頃、チナ事業について、一方で主唱者のサンチェスからその征服論について直接情報を得る。他方で、ドミニコ会士が教皇主義としては中道的なサンチェスの随兵布教論を批判する。ドミニコ会とイエズス会の対立が深まる中で、スアレスはこの最新の布教事情を背景としながら布教論を深化させ、随兵布教論をこの時点では肯定する。17世紀に入り、東インド航路の海上ミサに関する意見書を依頼されて書くなどして、東アジア布教に関する関心と知識を増大させていく。さらに、両権論について議論を次第に深めていく。その後、日本での迫害の言説を主な契機の一つとして、スアレスは随兵布教論の否定に至り、そのようにして異教君主に対する教皇権を一層抑制していく。以上のように、直接的権力論が依然として影響力を保つ思想状況で、スアレスは中国や日本における最新の布教事情に基づいて異教君主に対する教皇権をより一層抑制していき、より正しく有益な方法によってキリスト教共同体を全世界的に拡大させることを目指す。

第三章では、1607年の『ベネチアが侵害した聖職者の免除について』をもとに、聖務停止令論争におけるスアレスの理論をみていく。まず、論争の展開を整理する。サルピを筆頭とするヴェネチア陣営は主権論や国教会原理や公会議主義を展開する。主権論について、ヴェネチアの君主は自国の全成員に対して世俗的事柄における最高権を神から直接的に得ている。さらに、聖職者は世俗的事柄において政治的服従を免除されるが、この免除は全面的ではなく部分的であり、神法ではなく人定法に由来する。特に、君主の国法に由来する。国教会原理について、ヴェネチアの君主は自国の全事柄における権力を持ち、少なくともガリカン教会のように自国の教会統治権を持つ。教皇は制限された権力しか持たず、特に俗権を持たず、公会議との優劣関係が未だに明らかではない。以上のような主権論などは聖務停止令論争に参加したガリカニストによっても後押しされる。だが、ベラルミーノを筆頭とするローマ陣営によって次のように批判される。君主の世俗的最高権は神ではなく人民から直接的に与えられるので、人間によって正当に奪われる場合がある。さらに、神法に由来する聖職者の全面的な免除ゆえに、聖職者を対象とすることができない。しかも、君主がキリスト教徒ならば霊的上位者としての教皇に服しているのだから、君主の世俗的最高権は一定の条件下で間接的権力によって正当に奪われる。このように、君主の世俗的最高権は一定の世俗的事柄を対象にするにすぎない。しかし、ヴェネチアは霊的事柄を対象にしようとし、教皇の普遍的霊権を奪い、国教会を形成しようとし、普遍教会を解体させようとしている。それゆえ、ローマ普遍教会というキリスト教共同体の統一性を守る必要がある。以上の応酬を把握した上で、スアレスは普遍教会を守るべく、主にベラルミーノを参考にしながら次のように論じる。神法に由来する聖職者の全面的な免除ゆえに俗人しか対象にしえない世俗的最高権を、君主は神からではなく人民から直接得るが、キリスト教徒であるならば教皇という霊的上位者に服従せねばならない。しかし、ヴェネチアは世俗的最高権を根拠として自国の霊的事柄を対象にしようとする、と。スアレスはこのような主張をさらに発展させる。ヴェネチアは世俗的最高権のみならず国家理性を根拠として、自国の霊的事柄を対象にしようとし、よって特に霊的事柄について普遍教会全体を支えているカノン法を解体させようとする。しかし、キリスト教君主は教皇の霊権に服従するので、霊的事柄について教皇の霊権に優位できない。さらに、霊は世俗に優位するので、霊的利益は世俗的利益に優先し、よって政治的利益を優先させようとする国家理性論は認められない。以上のように、カトリック国であるヴェネチアが世俗的最高権や国家理性論で国教会原理を確立し普遍教会を解体させようとするのに対して、間接的権力や聖職者の免除によってその統一性を守らなければならないとスアレスは論じる。

第四章では1613年の『信仰の防衛』をもとに、忠誠宣誓論争におけるスアレスの理論と、スアレス理論に対する反ローマ陣営の批判をみていく。忠誠宣誓論争は聖務停止令論争と同時期に生じ、ヴェネチアとイングランドの利害が一致したので、ガリカニストも巻き込んで反ローマの共同戦線が展開される。それゆえ、国王ジェームズ1世を筆頭とするジェ

ームズ陣営もまた間接的権力論や聖職者の免除論および人民の抵抗権論を批判対象として選び、主権論や国教会原理や公会議主義を展開する。さらに、宗教戦争が生じなかったヴェネチアと異なり、英仏の反ローマ陣営は教皇主義の攻撃に対して君主の権力だけでなく命をも守ると論じる。たとえば、教皇の廃位権は僭主征伐という王殺しと密接に関係づけられる。このような批判に対して、ローマ陣営は再びキリスト教共同体を守るべく、間接的権力論などを展開する。さらに、ジェームズ陣営において君主が自国の霊的最高権を持つと論じられ、この王の霊的首位性が新奇で異端だと反論する。以上の応酬を把握して、スアレスはベラルミーノを参考にしつつ論じる。スアレスは聖職者の免除論についてより詳細に論じており、狭義の教会を君主の野心から守るためにその免除を神法に基づける必要性を強調する。さらに、間接的権力論の正当化で主張を発展させる。間接的権力が霊権であることを強調し、よって教皇の間接的権力が霊的裁治権の一部であると明示するに至る。したがって、王の霊的首位性は教皇から霊権のみならず間接的権力をも奪うとして、ジェームズ理論の根本的な問題として捉えられ、批判されることになる。このように国教会原理の重要性が一層強調される。その他に、スアレスはベラルミーノと異なり、一定の条件下における僭主征伐の正当性を明確に肯定する。スアレスの『信仰の防衛』は、王に対する陰謀が試みられたり成功したりした英仏において大きな反発を引き起こし、スアレスはベラルミーノと同様にローマ陣営の主要論者として認知され批判されていく。間接的権力論や聖職者の免除論が批判され、特に僭主征伐論に関して王殺しの論者として批判されていく。

第五章では、ヨーロッパ内外におけるこれまでの諸論争を考慮に入れて、特に内部に対する外部の思想的影響を、主に忠誠宣誓論争におけるスアレス理論の下で見出す。二つの論点において重要な影響が見出される。

一つ目の論点は、国教会原理に対する批判である。新世界の征服により、新世界の情報がヨーロッパに流入していく。その際に、海外拡張で後進国であった英仏などにおいて、新世界におけるスペインなどの支配の正当性を弱めるべく、スペイン人が獣のようにインディオを虐殺したというような「黒い伝説 (leyenda negra)」という言説が生じる。その一環として、スペインと結びついたローマの布教は、対象となるべきインディオを改宗させるどころか惨殺したので失敗したといわれる。この黒い伝説がヨーロッパ内部の文脈に流れ込む。忠誠宣誓論争において、ジェームズは自身が原始教会の信仰を継承するような真のカトリックだと自認する。ベラルミーノはジェームズを背教者として描くべく、カトリック性の基準として空間的ないし地理的普遍性を挙げ、ローマ教会がアメリカなどの布教により世界的に拡大しているのでカトリックだが、英国教会は局所的であるのでカトリックでないと論じる。スアレスはローマ教会の全世界的布教が未だ途上にあるという意識を保持しつつも、ローマ教会がその基準を満たすのでカトリックであると論じる。同時に、国教会原理ではそもそもヨーロッパ内部において普遍教会の統一性の維持さえできないとして、国教会を領域教会として捉え、地理的普遍性という基準を満たせないとしてそのカトリック性を否定し、よって真のキリスト教的理論としての正しさを否定する。かくして、王の霊的首位性に支えられたイングランドの国教会原理は理論的に誤りだとスアレスは批判する。このスアレスなどの主張に対して、反ローマ陣営は黒い伝説を利用して、ローマ教会がアメリカなどの布教に失敗したので、この基準においてローマがカトリックでないと反論していく。

二つ目の論点は異教君主と教皇の関係である。新世界征服への関心などにより、その関係はヨーロッパ内部における諸論争においても次のように中心的論点として組み込まれていく。反ローマ陣営は異教君主に対する教皇の廃位権に関する議論を利用してキリスト教君主に対する教皇の廃位権を否定する。すなわち、異教君主は神のみから俗権を得ているので、世俗的事柄において神のみを上位者として認め神のみによって罰せられるのであり、教皇を上位者として認めたり教皇によって世俗的罰を下されたりすることは不可能である。それゆえ、原始教会のように、異教君主による迫害に対してさえも武力で抵抗することは

許されず忍従せねばならない。異教君主はこのような俗権を持つのである。信仰や改宗は俗権を奪ったり減じたりしない。それゆえ、キリスト教君主もまた同様の俗権を持ち、よって異教君主のみならずキリスト教君主に対する教皇の廃位権が否定される。特に、ジェームズは異教君主に対する教皇権がキリスト教君主に対する教皇権よりも大幅に制限されているというスアレスやビトリアの間接的権力論の特徴に着目し、キリスト教君主に対する教皇の廃位権を否定すべく異教君主に対する教皇権の議論を明示的な仕方でも利用する。それに対して、ベラルミーノはキリスト教君主と異教君主に対する教皇権をスアレスと同様の仕方でも区別しつつ、異教君主に対しても教皇が廃位権を行使できる場合があると反論する。第一部で論じたように、スアレスは基本的に両君主に対する教皇権を区別してきた。しかし、反ローマ陣営がキリスト教君主に対する教皇権を否定すべく異教君主に対する教皇権をも否定していたので、キリスト教共同体を防衛すべく、異教君主に対する教皇権をキリスト教君主に対する教皇権へと急接近させることで教皇権を強化する傾向をみせる。このように反宗教改革（Anti-Reformation）の影響がスアレスに見出される。しかし、まさに両君主に対する教皇権の異同が問われる重要な文脈で、スアレスはそのような教皇権の強化が全世界的布教に与えてしまう悪影響を考慮して、インディアス問題で示すようになったその区別を最終的に貫徹する。同時に、東アジア布教の影響で異教君主に対する教皇権を一層抑制する際に、ヨーロッパ内部の諸論争への影響を考慮して、異教君主に対する教皇の廃位権を否定するまでには至らない。以上のように、反宗教改革における教皇権の更なる強化を布教論が規正し、全世界的布教における教皇権の更なる抑制において反ローマ陣営の教皇権批判が歯止めとなる。

17世紀初頭のヨーロッパ内部での諸論争における主要論者ドミニスは、スアレスの両権論を包括的に批判しようとする際に、海外拡張的な主権論を展開する。まず、スアレスの間接的権力論や聖職者の免除論などを批判すべく、主権論や国教会原理を展開する。さらに、贈与大教書のような、イングランドの海外拡張における既存の理論的障壁を除去し、布教を帝国イデオロギーとして利用できるようにすべく、国教会原理を利用する。国教会原理により、君主が自国教会の統治権を持つので、自国の聖職者を植民地に派遣して布教を命令でき、教皇はこの国教会の布教について決定するなどして干渉することができない。このように、当時の主要論者で主権論者のドミニスは国教会原理の下で英仏のような後続国の海外拡張を正当化する。

以上より、近世は次のような時代として捉えることができる。近世とは、キリスト教共同体の防衛と再建および拡大という教皇主義的なビジョンと、国教会原理の下で海外拡張的な主権論のビジョンが競合していた時代である。

以上の研究成果には二種類の意義が見出せる。スアレス研究としての意義と、近世の両権論ないし政治思想史の研究としての意義である。

スアレス研究としての意義は大別して五つ挙げられる。第一に、17世紀初頭の諸論争における聖職者の免除論の重要性を示したことである。聖職者の免除は、特に聖職者集団としての狭義の教会を世俗君主の野心から守る主要な手段として、よってそのような仕方でも広義の教会というキリスト教共同体の土台を守る主要な手段として、スアレスに重要視されていた。翻って、反ローマ陣営においても重要な論点であったので、反ローマ陣営はスアレスなどの全面的な免除を否定すべく、サラマンカ学派第一世代の理論を利用したり、自国の全成員に対する世俗的最高権の理論を展開したりした。後者の主権論は反ローマ陣営において最も広く共有されたものの一つであった。第二に、ヨーロッパ内部の文脈として、聖務停止令論争を射程に入れたことである。管見の限り、聖務停止令論争を主題としたスアレス研究は現状として皆無であった。この文脈で、スアレスはキリスト教共同体を再建すべく、間接的権力論や聖職者の免除論を展開した。その際に、ヴェネチアが世俗的最高権や国家理性によって普遍教会を解体して国教会を確立しようとしていると批判した。ここに、富国強兵や政治秩序解体の回避のためではなく、国教会原理のための国家理性論というスアレス独自の国家理性論に関する理解が見出されたのだった。第三の意義は東ア

ジア布教を射程に入れたことである。一部のスアレス研究はスアレスをインディアス問題の文脈で主題化し、重要な貢献をしてきたが、スアレスをサラマンカ学派の二次的論者として捉えてきた。しかし、スアレスはインディアス問題が現象面で収まってきた頃に論じていたので、その全貌を見渡すことができるような位置に立っていた点では、インディアス問題においても有利であった。さらに、より重要な点として、東アジア布教の論争にも関わっていた。スアレスはサラマンカ学派としてインディアスにおける布教の理論と経験を吸収し、イエズス会士として東アジア布教の理論と経験を吸収して、キリスト教共同体をより有益で正しい仕方ですべて世界的に拡大すべく、ラディカルな教皇主義者に対して教皇権を抑制する方向で布教論を発展させていった。それゆえ、スアレスは近世の布教論においても主要論者の一人だといえる。第四の意義は、ヨーロッパ内外の文脈を同時に射程に入れるのみならず、双方の思想的影響を主題的に論じたことである。双方を同時に射程に入れることは、既に Courtine がスアレスの国家論に関して適切に行っていた。それでも、本研究は両文脈の下で両権論を主軸としつつ、両文脈間の思想的影響を主題的に論じた点で独自である。具体的に、スアレスがヨーロッパ内部の文脈でキリスト教共同体を防衛すべく、主要な理論的障害としての国教会原理を批判するために、外部の布教によるローマ普遍教会の全世界的拡大を根拠として利用したことを示した。さらに、対抗宗教改革の代表的論者とみなされてきたスアレスがその最中に全世界的布教を優先しながら、内部におけるキリスト教共同体の防衛と外部におけるその拡大に最適の理論として峻別抑制型間接的権力論を選んだことを示した。このようにして、両文脈を架橋する際の具体的道筋について、異教君主に対する教皇権や国教会原理を経由点として提示したのである。第五の意義は、これまでの意義の総まとめでもあるが、スアレスの位置付けに関わる。対抗宗教改革の代表者という従来の位置づけに対して、本研究は近世の基本的特徴として宗教改革に全世界的布教を加えた上で、スアレスを両権論に関する近世の代表者として位置づけてきた。近世において、スアレスのようにヨーロッパ内外の両文脈に精通し、なおかつ主題的に論じていた者は相当に限られており、貴重であった。先行研究が気づかなかったスアレスのこの利点に本研究は着目し、両文脈の思想的流れを架橋する論者としてスアレスを捉え、四つの論争の下でその理論を論じてきた。その結果、スアレスがキリスト教共同体の防衛と再建および拡大のために、反ローマ陣営やラディカルな教皇主義者との論争の中で、峻別抑制型間接的権力論を選び取ったことを示した。このようにスアレス理論の全貌を明らかにして初めて、スアレス理論を主な手段として近世という時代を理解することが可能になった。

次に、近世の両権論ないし政治思想史の研究としての意義である。古典的見方は、近世という時代を理解する上で、近世教皇主義を捨象ないし周辺化しているという問題と、ヨーロッパ内部の宗教改革に射程を限定するという問題を抱えていた。これらの問題に対処すべく、本研究は近世教皇主義の両権論に着目した。特に、教皇を唯一の頭とする教皇主義的なキリスト教共同体の理念を分析の基軸として、近世の教皇主義者がこのキリスト教共同体をヨーロッパ内部の宗教改革において防衛ないし再建しようとしつつ外部で全世界的に拡大させようとしたことを、特にスアレス理論において示した。このように教皇主義的なキリスト教共同体は近世の宗教改革と全世界的布教の双方において極めて重要であったので、両文脈を架橋し、双方の思想的影響関係を探る上で、非常に重要であった。さらに、このキリスト教共同体には次のような別の重要性も見出された。このキリスト教共同体は植民地時代においてヨーロッパから大洋を越えて少なくともラテンアメリカにまで拡大していると現地の人々に認められ、教皇はその頭として植民地統治に対する介入を求められることにもなる。独立革命の際にも、教皇による正当化を求めるような動きがみられたようである。したがって、同時期において主権国家システムがヨーロッパ内部に留まったとするならば、キリスト教共同体の拡大によって中世には存在していなかった新たな秩序がヨーロッパとその外部の間で形成されていき、この拡大されたキリスト教共同体の頭として教皇が少なくとも思想的には両大陸間の秩序の形成や変更において一定の重要な役

割を担うことになるだろう。このように、教皇主義的なキリスト教共同体の理念は二点において、近世の両文脈の思想的影響関係を明らかにする点や、ヨーロッパから大洋を越えて拡大していく新たな政治秩序の存在を知る点において非常に重要である。だが、この理念は近世政治思想史研究で認知度が低く、教皇主義的な両権論に関心がなければその存在に気づかないだろう。したがって、本研究は近世の教皇主義的な両権論を基本的視座とすることで、教皇主義的なキリスト教共同体の理念を基軸にすることができ、その結果として近世の宗教改革のみならず全世界的布教をも射程に入れた上で双方の思想的影響関係を明らかにしつつ、キリスト教共同体の防衛と再建および拡大という教皇主義的な近世のビジョンを提示することができ、そのビジョンの近代における意義や含意についても大洋を越え拡大したキリスト教共同体という新たな政治秩序に関して触れることで、近世という時代の理解を一層深めることができた。

本稿はスアレスの両権論を主軸としながら、近世の教皇主義理論を主題的に扱ってきた。それゆえ、反ローマ陣営については、スアレス理論を理解するために必要な限りで扱ってきた。そのため、反ローマ陣営の流れについてはさらなる研究の余地があり、今後の課題として残されている部分もある。この課題を達成することで、近世という時代の理解をより一層掘り下げていくことが今後の方針となるだろう。